

大和市心身障害者（児）歯科嘱託医の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月20日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第60号

大和市心身障害者（児）歯科嘱託医の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和市心身障害者（児）歯科嘱託医の設置に関する規則（平成20年大和市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「について」を削り、「市長及び大和歯科医師会で協議するものとする」を「市と一般社団法人大和歯科医師会の協議により決定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。